

藩政時代では、熊野・市ノ瀬・山ノ上・北谷・中尾・西脇・石休場・横地・山岸・宅田・二ツ屋・杉平・塚田・久手川・船舟・大野・惣領・谷内の十八ヶ村を含んだ。

カハラテ 河原出 珠洲郡高屋の内の小字。

カハラヒヨウゴ 河原兵庫 尾張に於いて前田利家に仕へ、度々加祿せられて千石を受け、足輕頭となり、天正十五年には豊前巖石城攻に先登して豊臣秀吉から賞せられた。元和二年歿。

カハラヒヨウゴ 河原兵庫 慶長十二年新知二百石を受け、元和二年父兵庫歿後遺知千石を得て自分知を除き、寛永十八年歿した。大坂再役に大手口で首一つを得た隼人は、この兵庫の初名であらうと言はれる。

カハラマチ 河原町 金澤の町名。藩政時代の本町の一つで、もと後川原町というた。小倉日記にも、享保十八年四月廿六日傳馬町より出火、川原町・後川原町・大工町類焼とあつて、昔は河南町を川原町といひ、それに對して今の河原町を後川原町というたのである。

カハラヤマ 河原山 能美郡山上郷に屬する部落。

カハラヤマクチドメゴヨウ 河原山口留御用 寛永十五年能美郡下吉谷に關を設け、原興三右衛門に守らせたが、後に間道あるを以て河原山に移し、その子は萬治二年まで勤めた。同三年加藤六兵衛、寛文九年宇野五左衛門、十二年宮崎清左衛門、延寶三年中村次郎兵衛、七年佃源八、天和元年津田覺兵衛順次に代つたが、爾後一年詰となつた。

カハシヤマウシジヨウ 河井寺社申狀 文明八年丙申九月日神主信榮榮宗寺性饒・觀音寺別當性彌・神林寺性慶連署で、温井五郎右衛門尉・神保式部丞に提出したといふ。鳳至郡河井社の由來書であるが、内容に疑ふべき點が多い。

カハキマチ 河井町 鳳至郡輪島の町名。鳳至川と河原田川との落合附近にあるから、もと河合から起つたのであらう。

カハン 加判 年寄中の政務に参加し、署名を加へるものをいふ。加判に任ぜられるものは年寄中にも家老にもある。年寄中では月番・加判を同時に命ぜられるものもあり、加判を命ぜられた後或る期間を隔て、月番になるものもあつた。家老では何れも當役になつた後に加判を命ぜられる。故に年寄中にも家老にも加判にならぬものもある。年寄中は八家に定まつてゐるが、その月番・加判であつたものゝ之を免ぜられることは一種の處罰であつた。

カハン 加藩 加賀藩といふことを省略して漢様にいふときに用ひた語。藩末には加州藩ともいうた。

カハン 賀藩 加賀藩のことをいふ。加藩よりも好字であるから往々に用ひられた。

カハンカヘイロク 加藩貨幣錄 五冊。舊名三州寶貨錄。森田平次著。加賀藩に於ける金銀貨幣及び格幣製造、諸鑛山來歴、幕府發行貨幣通用のこと等が詳細に記される。

カハンケイタイフコウチヨウ 賀藩卿大夫考 一タイモンゴベン 對問愚辯。カハンコクシヨイブン 加藩國初遷文 廿六冊。明治廿一年森田平次著。前田利家以降、

利當が薨去に至る頃までの親簡・書札・覺書を集録して、之に關する註釋をも加へたものである。

カハンコクシヨイブン 加藩國初遷文 廿六冊。明治廿一年森田平次著。前田利家以降、

カヒカヘシタカ 買返高 藩政時代に、懸作の田地の高を、懸作人が切高した爲、その田地のある村の百姓が取高することがある。然る時は本村に回復したと同一であるから、普通の取高と區別して買返高と稱した。

カヒガラツカ 貝殿塚 羽咋郡二ツ屋に在る。能登誌に、『加賀・能登の境は、山手は松一本あり、濱手は貝殿塚とてあり。』とするが、文化の書上によれば、貝殿塚は兩國の境ではなく、境松から凡五十五間程隔てた二ツ屋村領であると記する。

カヒサキノミヤジンジャ 貝崎宮神社 河北郡大熊に鎮座する。式内等舊社記に、『貝崎宮神社。等野郷内大熊村鎮座。同社也。』と見え、今は中妻崎社と稱する。

カヒタ 貝田 羽咋郡富木院に屬する部落。

カヒタ 貝田 珠洲郡小木の内の地名。能登誌に、『小木の一向宗法融寺は、昔は貝田といひて潤の出崎の岡山に在しなり。此所に古塚あり。是は此寺の塔ありて死せしが、牛となりし昔の塚なりといひ傳へり。』と記する。

カヒタガハ 貝田川 ↓トギガハ 富來川。カヒタジヨウ 貝田城 羽咋郡貝田領に在つて、一に城根尾城とも稱し、吉野朝時代に木尾城といふも亦同じい。天正中には温井

景隆がこゝに居たといふ。カヒタジヨウ 貝田城 鹿島郡上町領の城を貝田城といふが、城主は知れぬと、文化の書上に在る。

カヒツクシウラノニシキ 貝盡浦の錦一冊。伴花庵月園著。羽咋郡富來で賣出される歌仙貝の圖に歌を添へて書いたもので、色刷りの木版である。伴花庵は天保頃の同地の人であるといふ。外題は寛延中大坂の大枝流芳が書いた同名の書に倣うたもの。

カヒツブレ 貝濱 鳳至郡鶴川部落の東方海上に現れる岩礁。

カヒフキ 貝吹 鳳至郡本郷に屬する部落。カヒヤ 貝屋 羽咋郡館の内の小字。カヒヤキバ 貝燒場 金澤小立野に在つた。元祿九年の地子町肝煎裁許付に、石引町後町・同末貝燒場と見えて、もと貝灰を燒成した爲に起つた地名であるが後に絶えた。

カヒヨセ 貝寄 一冊。金澤の俳人眉山(二代)編。文政元年京菊屋平兵衛板。初に夜潮の描いた密薇の口繪がある外、序も跋もなく、單に同時代の俳句を集めたに過ぎぬものである。

カフ 加府 金澤の城下を加府と稱することもある。

カブキ 歌舞伎 (一)歌舞伎の初期—藩初に於いて舞踊又は歌舞伎を業とする者の、他國から入り来るを禁止したことは、慶長十六年七月及び十七年十月の法令に、『自然他國よりかぶき・をどりなど相越候共、一切宿か候儀可爲曲言事。』とあるによつて知られる。しかも城中に在つては、慶長六年前田利常夫人の入興以後、これを慰める爲素人踊な

らる。カフ 加府 金澤の城下を加府と稱することもある。